

2015年9月3日特別休暇について

5月13日、国務院からの通知により2015年9月3日を国民の休日とし、これを含めた9月3日から5日までを三連休とする旨の発表がありました。これによって、2015年のカレンダーについて、一部修正が行われたことになります。

1. 2015年の6月以降の国民の休日（及び連休日程）

今回の国務院からの通知により、2015年においては9月3日が法定休暇とされ、9月の休日が一日増加するとともに、9月6日の日曜日が出勤日へと変更されることとなります。通知により確定した6月以降の法定休暇に関するカレンダーは以下の通りとなります。

	連 休	法 定 休 暇	休 日
端 午 節 6月20日	3日間 6月20日(土)～22日(月)	6月20日(土)	6月21日(日)・22日(月)
	◆6月20日(土)は法定休暇と休日が重複しているため、6月22日(月)を振替休日とする。		
抗日戦争勝利 記念日 9月3日	3日間 9月3日(木)～5日(土)	9月3日(木)	9月4日(金)・5日(土)
	◆9月6日(日)の休日を9月4日(金)に振替、9月6日(日)は出勤日とする。		
中 秋 節 9月27日	2日間 9月26日(土)～27日(日)	9月27日(日)	9月26日(土)
	◆変則的であるが、9月27日(日)は法定休暇と休日が重複しているため、国慶節休暇に関する10月6日を振替休日とする。		
国 慶 節 10月1日～3日	7日間 10月1日(木)～7日(水)	10月1日(木)～3日(土)	10月4日(日)・5日(月)・ 6日(火)・7日(水)
	◆10月3日(土)は法定休暇と休日が重複しているため、10月5日(月)を振替休日とする。 ◆10月10日(土)の休日を10月7日(水)に振替、10月10日(土)は出勤日とする。		

2. 注意事項

労働関係法規によると、『休日』の時間外労働については100%、『法定休暇』の時間外労働については200%について、それぞれ給料への上乗せが必要とされています。また、『休日』については、各企業が労働関係法規に基づいて作成した社内規則等によって確定（調整）することが認められていますが、『法定休暇』についてはこのような調整は認められていません。今回の9月3日については国務院が制定する『法定休暇』を明確にするための法令の中では『法定休暇』とし

て規定されていませんが、今回の通知が『法定休暇』について制定権限のある国务院から発表されていることから考えますと、同日は『法定休暇』と解釈すべきものと考えられます。

一方で、今回の通知では、休暇となる9月3日は「抗日战争勝利記念日」とされており、また、「全国の人民が広く政府が企画する記念行事に参加するために休日とする」旨が規定されています。そのため、日本企業においては、いたずらに批判や風評を受けないためにも、従業員や政府機関に対して他の休暇以上にこの休暇を尊重している姿勢を見せる必要があるものと考えられます。また、日本人駐在員についても当該休暇前後における言動には十分に注意する必要があるものといえます。